明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○原子力災害対策特別措置法第十六条第一項及び第十七条第八項の規定に基づき、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置する件の全部を改正する件（内閣府三二一）　一

告示

○内閣府告示第三百二十一号

「平成二十三年（二千十一年）福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部」及び「平成二十三年（二千十一年）福島第一及び福島第二原子力発電所事故に係る原子力災害現地対策本部」の名称を変更したので、平成二十三年内閣府告示第十一号（原子力災害対策特別措置法第十六条第一項及び第十七条第八項の規定に基づき、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置する件の全部を改正する件）の全部を次のように改正する。

平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　原子力災害対策本部
（一）名　称　平成二十三年（二千十一年）福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部
（二）設置場所　東京都（総理大臣官邸）
（三）設置期間　平成二十三年三月十一日から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間

二　原子力災害現地対策本部
（一）名　称　平成二十三年（二千十一年）福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害現地対策本部
（二）設置場所　福島県庁
（三）設置期間　平成二十三年三月十一日から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間